

健保組合からのお知らせ

兵庫県運輸業健康保険組合

平成27年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について（公告）

平成26年9月30日における当組合の平均標準報酬月額（全被保険者の平均標準報酬月額を報酬月額とみなした場合）が340千円となりましたので、平成27年度の標準報酬月額の上限は340千円となります。（平成26年度と変更はありません。）

平成26年度各種補助金請求書申請期限について

当組合では、平成26年度の保健事業として生活習慣病予防健診補助・短期人間ドック利用補助・がん検診利用補助・インフルエンザ予防接種費用の補助・宿泊施設利用補助を実施しております。

補助金請求書につきましては、当組合に**3月31日（必着）**までに提出してください。健康保険組合の事業運営基準により4月1日以降の請求につきましては、平成27年度予算になるため**お支払いできません**ので、ご注意ください。とともにご理解とご協力をお願いします。

災害により被災した場合の一部負担金の免除等について 取扱要領を制定しました

近年、異常気象等による自然災害が多発しております。

このため、当健康保険組合では、加入員の皆さまが災害救助法の適用となる災害により被災された場合、医療機関等の窓口で支払う一部負担金の徴収猶予や減額・免除を受けることができる取り扱いを定めました。

対象となる被害項目については、災害救助法の適用を受けた災害による被害に遭い、下記項目に該当した場合になります。

住居の被害：住居全壊（全焼・全流失）又は住居半壊（半焼）

家財の被害：価格の概ね3分の1以上である損害

身体上の損害：療養に要する期間が概ね1ヵ月以上である傷病

災害が発生したときには、都度、具体的な取り扱いをお知らせします。



平成27年度保健事業のご案内

被保険者並びに家族の皆さまの健康管理や健康づくりにお役立ていただけるように、平成27年度の保健事業を下記のとおり実施いたします。大いに利用していただきますようご案内いたします。

健康管理や健康づくりに関する広報

機関誌「健保だより」を発行

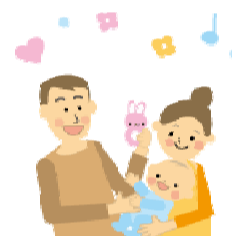
年2回（春・秋）発行予定で、被保険者のご自宅に送付いたします。健康保険等に関連する制度や改正点、保健事業等の案内を盛り込んでおりますので是非ご覧ください。

健保連機関紙「すこやか健保」の配付

医療・健康・介護など暮らしに役立つ情報を提供するため、健保連発行の機関紙「すこやか健保」を事業所に配付いたします。

育児冊子の配付

被保険者並びにご家族が出産されたとき、子育ての手助けや赤ちゃんの健康管理の参考となるように育児書（月刊誌）「赤ちゃん和妈妈」を1年間ご自宅に送付いたします。



後発医薬品（ジェネリック）の使用促進

薬剤費が一定額以上安くなるとされる被保険者並びにご家族の皆さまに対して、ジェネリック医薬品の使用促進の案内をご自宅に送付いたしますので、是非ジェネリック医薬品に切り替えてください。

訪問健康指導

概ね60歳以上の加入者を対象に保健師が勤務先やご自宅を訪問し生活習慣等に関する相談を実施いたします。この事業は、医療費や前期高齢者納付金の削減につながる大変重要な事業ですので、是非ともご利用いただき、生活習慣等の改善に努めていただければ幸いです。詳しくは別途ご案内します。



糖尿病予防対策事業

40歳から55歳以上の方を対象に、健康診断の結果やレセプト情報に基づき血糖値関連の数値を踏まえリスクの高い方を対象に保健指導を実施いたします。この事業は糖尿病予防重視の疾病対策のための事業になります。該当者には別途ご通知いたしますので、是非ともご利用いただき、生活習慣を見直しながら糖尿病の予防に努めていただければ幸いです。

算定基礎説明会並びに健康教室

算定基礎届等事務説明会並びに健康教室を6月に開催しますので、健康保険担当者の皆さま方には是非ともご出席ください。

日時、会場等の詳細は改めてご案内します。

健診費用は組合が負担しますので
自己負担はありません！

特定健診・特定保健指導

特定健診・特定保健指導は、メタボリックシンドロームに着目し、糖尿病等の生活習慣病を減少させることを目的としています。生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけており、生活習慣病発症のリスクがある方には、生活改善につながる保健指導を行います。

つきましては、特定健診、特定保健指導を積極的に受診、ご利用いただきますようお願いいたします。

特定健診

特定健診は40歳以上のすべての人が対象です

被保険者等で労働安全衛生法、その他の法令に基づく健康診断を受診し、当組合が健診データの提供を受けた方は対象から除かれることとなっておりますので、健診データの提供をいただきますようご協力をお願いします。

特定健診受診券

被扶養者の方には、『受診のご案内』と『特定健診受診券』を5月初旬に送付します。お住まいのお近くにありますが健診機関をお選びいただき、電話予約をした後、特定健診を受診していただきます。

[当組合ホームページから健診機関を検索する事ができます。](#)

健診項目

【基本的な健診項目】

質問票（服薬歴・喫煙歴など）

身体測定（身長・体重・腹囲・BMI）

身体診察

血圧測定

肝機能検査（GOT・GPT・GTP）

血中脂質検査

（中性脂肪・LDLコレステロール・HDLコレステロール）

血糖検査（空腹時血糖またはHbA1c）



食後10時間未満の場合は必ずHbA1c検査を受診してください。

尿検査（尿糖・尿蛋白）

【詳細な健診項目】 医師の判断に基づき追加する項目

貧血（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値）

心電図

眼底検査

特定保健指導

特定健診の結果と質問票に基づき、生活習慣病発症リスクから、『動機付け支援』『積極的支援』に階層化し、対象者に対して保健師等により生活習慣改善に重点をおいた保健指導を実施しますので、是非ご利用いただき、生活習慣の改善に努めていただきますようお願いいたします。

特定保健指導対象者には、具体的な実施方法等については、随時お知らせします。

疾 病 予 防

年度内（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の受診日当日に資格を有する被保険者並びにご家族に対し、下記のとおり費用の一部を補助します。

生活習慣病予防健診・短期人間ドック・がん検診は個別契約をしている医療機関があります。次ページのとおりですが、それぞれ金額・人間ドックコース等詳細に関しては各健診機関又は健保組合にお問合せください。

なお、各種補助金請求書に関しては平成28年3月31日（当組合に必着）までに請求をしてください。

種別	項目	対 象 者	組 合 補 助 金 額		申 請 方 法
生活習慣病予防健診		平成28年3月31日現在で40歳以上（昭和51年3月31日以前生れ）の被保険者及び被扶養者で、 特定健診項目を満たしている方 年1回限り	被保険者	上限 5,000 円 (5,000 円未満は実費)	医療機関の請求書、領収書（保険診療は対象外）のコピー及び検査結果（コピー又はXMLデータ）を添えて健康保険組合へ補助金請求書を提出してください。XMLデータ料金が発生する場合は健診費用と合わせて請求してください。 【注意】空腹時血糖（食後10時間）が困難の場合、HbA1c検査を受診してください。受診されない場合は補助金の対象外となります。
			被扶養者	上限 3,000 円 (3,000 円未満は実費)	
短期人間ドック（一般ドック） 脳ドック・肺ドック・PET/CTドック等の特殊ドック や市町村の助成による がん検診を受診された場合は、補助の対象となりません。		平成28年3月31日現在で40歳以上（昭和51年3月31日以前生れ）の被保険者及び被扶養者 年1回限り	日帰りドック	費用の半額 (上限 15,000 円)	医療機関の領収書（保険診療のものは対象外）のコピーおよび検査結果（コピー又はXMLデータ）を添えて健康保険組合へ補助金請求書を提出してください。XMLデータ料金が発生する場合は健診費用と合わせて請求してください。
			一泊ドック	費用の半額 (上限 25,000 円)	
大腸がん検診	平成28年3月31日現在で40歳以上（昭和51年3月31日以前生れ）の被保険者及び被扶養者 年1回限り	便潜血	上限 500 円	医療機関の領収書（保険診療のものは対象外となります）のコピーを添えて健康保険組合へ補助金請求書を提出してください。	
胃がん検診		胃透視（直接）	上限 2,000 円		
肺がん検診		喀痰細胞診	上限 1,000 円		
前立腺がん検診		PSA	上限 1,000 円		
子宮がん検診		細胞診	上限 1,500 円		
乳がん検診		視触診/マンモグラフィ 乳房超音波	上限 2,000 円		
インフルエンザ予防接種		被保険者及び被扶養者 年1回限り		費用の半額 (上限 2,000 円)	医療機関の領収書のコピーを添えて、事業所で取り纏めて健康保険組合へ補助金請求書を提出してください。 領収書は受診者1人1回の金額が明確にわかる領収書を医療機関で発行してもらってください。 費用の半額に端数が生じる場合は、端数切捨てした額を請求してください。

人間ドック等個別契約健診機関

下記の健診機関で人間ドック等を受診されますと、組合補助金額を差し引いた料金で受診できます。

医療機関名	住所	電話番号	契約種別							
			人間ドック (一般ドック)	生活習慣病	がん検診(オプション)					
					胃	子宮	乳	肺	前立腺	大腸
特定医療法人中央会 尼崎中央病院健診センター	尼崎市潮江1丁目12番1号	(06)6499-3045 (代表)								
一般社団法人西宮市医師会	西宮市染殿町8-3	(0798)26-9497								
医療法人社団神鋼会 新神戸ドック健診クリニック	神戸市中央区熊内町 7-6-1	(078)261-6736 (ドック受付)		×	×		×	×		×
独立行政法人地域医療機能 推進機構 神戸中央病院	【本院】神戸市北区惣山町 2丁目1番1号	(078)594-8622 (本院健康管理センター)								
	【ハーバーランド健康管理クリニック】 神戸市中央区東川崎町 1-5-7 (神戸情報文化ビル カルメニ17階)	<u>予約は本院で してください</u>								
医療法人愛和会 金沢クリニック	神戸市中央区加納町6丁目6-1 金沢三宮ビル10・11階	(078)332-4755 (健診直通)			×					×
サニーピアクリニック	神戸市中央区波止場町 3番12号	(078)331-6141 (代表)								
公益財団法人 兵庫県健康財団	神戸市兵庫区荒田町 2丁目1-12	(078)579-3400								
公益財団法人 兵庫県予防医学協会	【健診センター】 神戸市東灘区御影本町 6丁目5番2号	(078)855-2715 (人間ドック)								
	【健康ライフプラザ】 神戸市兵庫区駅南通 5丁目1番2-300号	(078)652-5207 (人間ドック)		×			×			×
公益財団法人 加古川総合保健センター	加古川市加古川町篠原町 103-3	(079)429-2923								
一般社団法人 姫路市医師会診療所	姫路市西今宿 3丁目7番21号	(079)295-3322 (ドック健診)		×	×					×
医療法人社団汐咲会 井野病院	姫路市大塩町汐咲 1丁目27番地	(079)254-6852 (ドック健診)		×	×					×

脳ドック・肺ドック・PET/CTドック等の特殊ドックや市町村助成による各がん検診を受診された場合は、補助の対象となりません。



契約保養所

宿泊保養施設

年度内（平成27年4月1日～28年3月31日）の利用日当日に資格を有する被保険者並びにご家族に対し、国内の宿泊施設を利用したときは年度内1回（宿泊数に関わらず）に限り、大人（中学生以上）2,000円、小学生1,000円を補助します。（小学生未満は補助の対象外です。）被保険者並びにご家族の皆さまの保養やレジャーに大いにご利用ください。

補助対象外施設：法人が契約している会員制リゾート施設、ロッジ、オートキャンプ場、ペンション、その他これらに類するもの及び、会社主催の慰安旅行、労働組合や関係団体等の会議・研修、海外旅行等。

《利用（申込）方法》

利用者が直接、宿泊施設に予約してください。



予約後、健保組合まで利用者の氏名・年齢を連絡してください。



後日、利用者氏名、年齢を印字した利用証明書兼補助金請求書を送付します。



宿泊施設で利用証明書兼補助金請求書に利用証明印をもらい、必要事項を記入のうえ当組合に請求してください。



かんぽの宿

利用者が直接、宿泊施設に予約してください。



予約後、健保組合まで利用者の氏名・年齢を連絡してください。



後日、利用者氏名、年齢を印字した利用申込書を送付します。



施設利用開始時に必ず利用申込書と健康保険証を提示してください。健康保険証を提示する事で利用料金から、大人（中学生以上）1名2,000円、小学生1名1,000円を差し引いた料金で利用できます。



日帰り保養施設

被保険者並びにご家族の皆さまの保養や疲労回復、健康増進の一助として、下記の施設と割引契約を結んでいます。利用券は当組合で用意しておりますので、日帰り保養施設利用申込書に利用者負担金を添えて、事業所単位でお申し込みください。(利用者負担金を振込の場合は、後日利用券を郵送します。)

契約施設名	一般料金	利用者負担	備 考
熊野の郷 鳴尾浜温泉 熊野の郷 西宮市鳴尾浜 1-1-3 : 0798-44-4126 三田温泉 熊野の郷 三田市富士が丘 5-2 : 079-561-1268	864円 (中学生以上平日) 972円 (中学生以上休日)	400円 中学生以上(全曜日)	チケットは鳴尾浜温泉、三田温泉共通です。 入浴のみ 小人一般料金410円(土・日・祝日464円) [店頭販売のみ] 鳴尾浜温泉は、別途入湯税75円がかかります。
万葉倶楽部 神戸市中央区東川崎町 1-8-1 (神戸ハーバーランド) 078-371-4126	2,400円 (中学生以上全曜日) 1,250円 (小学生全曜日) 940円 (幼児3歳~全曜日)	1,200円 (中学生以上全曜日) 500円 (小学生全曜日) 400円 (幼児3歳~全曜日)	
HATなぎさの湯 神戸市中央区脇浜海岸通 1-3-1 : 078-231-4126	800円 中学生以上(平日) 900円 中学生以上(土・日・祝)	400円 中学生以上(全曜日)	入浴のみ 小人(小学生以下)一般料金400円、 幼児(3歳から)250円[店頭販売のみ]
有馬温泉 金の湯 神戸市北区有馬町 833 : 078-904-0680	650円 中学生以上(全曜日)	350円 中学生以上(全曜日)	入浴のみ 小学生340円、幼児(5歳以下)140円[店頭販売のみ] 3歳以下無料
有馬温泉 銀の湯 神戸市北区有馬町 1039-1 : 078-904-0256	550円 中学生以上(全曜日)	300円 中学生以上(全曜日)	入浴のみ 6歳以上12歳未満290円、5歳以下120円[店頭販売のみ] 3歳以下無料
有馬温泉 太閤の湯 神戸市北区有馬町池の尻 292-2 : 078-904-3117	2,400円 (平日) 2,600円 (土・日・祝・特定日)	1,300円 中学生以上(全曜日)	入浴のみ 子ども(小学生)1,200円(平日) 1,300円(土・日・祝・特定日) 幼児(3歳から5歳)400円(平日) 500円(土・日・祝・特定日) [店頭販売のみ]
加古川天然温泉 ぶくぶくの湯 加古川市加古川町南備後字松葉 315-1 : 079-456-2614	550円 中学生以上(平日) 650円 中学生以上(土・日・祝)	320円 中学生以上(全曜日)	子ども 平日 一般料金350円、 土・日・祝日400円[店頭販売のみ]



体 育 奨 励

兵庫県内の総合健康保険組合と共同で、施設と割引利用契約を結びます。被保険者並びにご家族の皆さまの健康保持増進のため、大いにご利用ください。

潮干狩り休憩所「かもめ」

開設期間：平成27年4月18日（土）から6月21日（日）

（ただし、4月22日～24日、5月7日、8日、20～22日、6月8日、9日の10日間は除きます。）

たつの市御津町新舞子海岸

電話番号：(079)322-0028

	一般料金	利用者負担	申 込 方 法
大人（中学生以上）	1,500円	800円	潮干狩り休憩所「かもめ」利用券申込書に利用者負担金を添えて、事業所単位でお申し込みください。（利用者負担金を振込の場合は、後日利用券を郵送します。）
小人（3歳～小学生）	1,000円	500円	

利用券の払い戻しはできませんので、ご注意ください。

夏期プール・海の家

施設と割引利用契約を結び利用いただくよう準備を進めています。詳しくは6月中旬にホームページに掲載しますのでご確認ください。

冬期アイススケート

施設と割引利用契約を結び利用いただくよう準備を進めています。詳しくは11月中旬にホームページに掲載しますのでご確認ください。



その他の事業

事業所訪問

健康保険事務を円滑に進めていくためには、事業主及び健康保険委員並びに事務担当者の皆さまのご協力が不可欠です。健康保険制度のお知らせ、当組合からのお願い、相談、保健事業の案内等のため事業所訪問を実施いたします。

なお、訪問に際しては事前にご連絡をいたしますのでご協力をお願いします。

負傷原因届について

ケガ等の負傷で受診されたときは、負傷原因届を個人情報の保護の観点から直接、被保険者の自宅へ郵送で提出をお願いしておりますが、その結果を被保険者の同意を得て事業所担当者様に確認をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

被扶養者再確認について

当組合では医療費の適正化と財政の健全化のため、被扶養者として認定している方の現況を確認させていただくため、毎年12月に被扶養者の再確認を実施しています。

平成27年度も例年どおり、事業主様を通じて確認調書をお送りします。この再確認は医療費の適正化のため大変重要な事務ですので、ご理解とご協力をお願いします。

資格取得届・資格喪失届・被扶養者（異動）届は5日以内に

資格取得届、資格喪失届、被扶養者（異動）届の提出は健康保険法で5日以内と定められています。提出が遅れますと、健康保険証がまだ手許にないため自費診療となったり、資格がなくなった後の病院等の受診により、無資格診療となり、後日診療費を返還していただくこととなりますので、5日以内の提出にご協力ください。

健康セミナー、講演会等の開催案内について

健康保険組合連合会兵庫連合会では、事業所における労務管理、健康管理に携わっている方や健保組合加入員の方々を対象に、年間を通じて生活習慣病、糖尿病、歯周病、うつ病等の健康に関する様々なセミナー、講演会等を専門の医師等を招請して定期的を開催しております。

この開催についての案内を当組合ホームページによりお知らせいたしますので、是非、ご参加いただき健康管理にお役立てください。

被保険者証の取り扱いについて

被保険者証は病院等で受診する際、身分を証明するものです。大切に取り扱いってください。氏名が変わったとき、生年月日に誤りがあったとき、住所が変わったときは、事業主様を經由して組合に届け出てください。

被保険者証の紛失により他人に使用されても、クレジットカードのように使用を止めることができませんので、すべて自己責任となります。くれぐれも紛失のないようご注意ください。

退職される方、扶養家族から外れる方がおられる場合

退職後は、現在お使いの健康保険証は使用できません。

健康保険証が使えるのは、**退職日（扶養家族の方は、扶養から外れる日の前日）**までとなります。

退職日の翌日（扶養家族の方は、扶養から外れた日）からは使用できませんのでご注意ください。

健康保険証は必ずご返却ください。

健康保険証は、退職時にご家族分も含め、全員分を返却してください。

病院受診中のときは、病院の窓口へすぐに連絡してください。

もし・・・

資格喪失したあとに健康保険証を使用してしまったらどうなるの？



資格喪失日（退職日の翌日または扶養から外れた日）以降の医療費は全額自己負担となるため、保険負担分は返還していただきますのでご注意ください！！

返還いただいた医療費は、受診日現在に加入されている健康保険から給付を受けられる場合があります。